

## 京都市放課後対策事業検討会議 摘録

日 時 平成 25 年 12 月 18 日(水) 15 : 30～17 : 00

会 場 京都市総合教育センター 2 階 第 4 研修室

出席者 会 長 神部 純一（滋賀大学社会連携研究センター教授）  
副会長 林 早苗（京都市小学校長会副会長）  
委 員 大畑真知子（京都市立藤城小学校長）  
〃 國重 晴彦（公益社団法人京都市児童館学童連盟施設長会副会長）  
〃 中川 一良（公益社団法人京都市児童館学童連盟常務理事）  
〃 濱本 康夫（京都市小学校 P T A 連絡協議会庶務）  
〃 江口 尚志（京都市保健福祉局子育て支援部長）  
〃 中村 公紀（京都市教育委員会事務局生涯学習部長）

事務局 保健福祉局子育て支援部児童家庭課 （森元正純 課長 外 2 名）  
教育委員会事務局生涯学習部 （中原浩二 担当課長 外 14 名）  
（※会長，副会長，行政委員を除き五十音順。敬称略）

---

事務局 この会議は，放課後の子どもたちの安心で安全な居場所づくりについて，様々な分野で子どもたちに関わっておられる皆様方にご議論いただく場として開催する。

平成 19 年度から開催している「京都市放課後対策事業検討委員会」の要綱を改正し，本年度から「京都市放課後対策事業検討会議」と名称を変更した。

本日の会議の議長を会長の神部先生にお願いする。

神部会長 本日の議論に入る前に，新しく委員に就任された方の御紹介を事務局からお願いする。

事務局 濱本委員，林委員，大畑委員，國重委員の紹介。

### <平成 25 年度実施状況報告>

神部会長 本日の会議では，まず事務局から，「放課後まなび教室の実施状況」，「放課後まなび教室と児童館・学童クラブ事業との連携の状況」，さらに，「放課後ほっと広場の実施状況」について説明していただき，その後で皆様に議論をお願いしたいと考えている。

それではまず，放課後まなび教室の実施状況等について，事務局から説明していただ

きたい。

事務局 (資料に基づき説明)

＜資料 1＞「平成 25 年度 放課後まなび教室 実施状況」

- ・放課後まなび教室は、平成 19 年度の事業開始以来、学校・地域・保護者の皆さまをはじめ、関係者の皆さまの御協力の下、現在全小学校区、168 教室で実施している。
- ・1 年生は、まず学校に慣れることを優先し、大半の学校は後期の 10 月から登録の募集をしている。
- ・全体的な傾向として低学年（1～3 年生）の登録が多い。
- ・学年ごとの登録児童数は、高学年になるにつれ減少。この傾向は以前からで、部活動など、放課後の過ごし方が多様になるためだと考えられる。
- ・児童の登録率は低学年（1～3 年生）が約 28%，高学年（4～6 年生）は約 10%であり、開きが大きい。
- ・学校ごとの登録率も出しているが、登録率が 100%の学校は小規模校であり、まなび教室以外に放課後の過ごし方の選択肢が少ないため。

＜資料 2＞「平成 24 年度放課後まなび教室スタッフ構成」

- ・平成 24 年度の「放課後対策事業検討委員会」では、公募者の年齢層を分析した資料を出したが、委員の希望を受け、今年度はスタッフ全体の年齢層を分析している。
- ・スタッフ全体と公募スタッフの男女比がどちらも男性 22%，女性 78%で同じとなっている。また、スタッフの年齢層についても、全体と公募者どちらも 20 代、40 代、50 代の参加が多く、30 代は少ない傾向がある。
- ・女性の割合が多く、男性は、特に就労している年齢層の割合が少ない。
- ・20 代は学生、学校で非常勤講師・育成支援員等、指導にかかわっている方などで、男性の 60 代以上は退職者と考えられる。
- ・女性は 30 代の割合が少なく、40 代、50 代の割合が高いのは、自身の子育てがひと段落した、PTA のOB 等が御活躍いただいているためではないか。

＜資料 3＞「平成 25 年度 京都市児童館・学童クラブ事業の概要」

1 京都市児童館事業

- ・児童福祉法第 40 条により規定されている児童厚生施設であり、京都市では平成 25 年 4 月現在 131 館設置されている。公設民営（指定管理者制度）が 92 館、民設民営（事業委託）が 39 館。そのうち 130 館で学童クラブを実施している。
- ・平成 24 年度の自由来館の実績は全体で 962,940 人。

・事業内容

- ① 子ども育成活動：子どもを対象とした、クラブ活動などの継続的な取組。平成 21 年 9 月から開館時間を午後 6 時半までに伸ばし、中高生と赤ちゃんとの交流事業など、中高生を対象とした事業も行っている。
- ② 子育て家庭支援活動：乳幼児クラブ、専門機関との連携を含む子育て相談、講演会等の子育て支援活動、障害のある小学校 5・6 年生の児童を対象に学校長期休業期間の居場所づくりを実施。
- ③ 地域福祉促進活動：子育てボランティア組織である母親クラブ、地域住民と高齢者との交流会の実施等地域での新たなつながりを創造。

## 2 京都市学童クラブ事業

- ・小学校 1～3 年生の児童（障害のある児童については 1～4 年生まで）を対象として実施。
- ・現在 140 箇所（児童館：130 箇所、学童保育所 10 箇所）で実施している。
- ・学童クラブは登録制であり、平成 25 年 4 月 1 日現在 8,713 人の児童が登録している。
- ・利用料金については、世帯の所得税額、市民税額及び生活保護受給の有無に応じて保護者負担金の額を決定している。
- ・また、学童クラブ事業に関しては「子ども・子育て新制度」が平成 27 年からスタートすることに伴い、対象を小学校 6 年生まで拡大すること、学童クラブ事業の設備や運営に関する基準を策定することになっている。国の専門委員会の審議を経て年度内に策定される基準を受け、京都市でも基準を策定していく。
- ・新制度の実施にあたっては、「京都市子ども・子育て会議」で対象学年の拡大や運営基準等について議論する予定である。

### <資料 4> 『児童館・学童保育所』と『放課後まなび教室』との連携について

- ・「連携に係る協議ができる校区」は全部で 158 校区。左京区の新洞小学校が錦林小学校に統合されたため昨年度から 1 校区減った。山間部など、連携の対象となる児童館・学童保育所がない地域もある。
- ・実際に「連携に係る協議を実施した校区数」は 103 校区。内訳は「児童館が学校敷地内または近接している校区」が昨年度から 1 校区（鏡山）増え、新洞小学校が統合された関係で「児童館が校区内に設置されているが、小学校から離れている校区」が昨年度より 1 校区減っているが、トータルとしては昨年と同じ校区数となった。
- ・「連携事業を実施した校区数」は昨年度から 8 校区増え、82 校区。内訳は「児童館が学校敷地内または近接している校区」が昨年度から 9 校区増え、「児童館が校区内に設置されているが、小学校から離れている校区」が 1 校区減ってい

る。

- ・主な連携例として、放課後まなび教室登録児童が児童館・学童クラブのドッジボール大会、児童館まつり等の行事に参加する単発の事業と、定期的開催される工作教室等の行事に参加する日常の事業がある。
- ・また、その他にも両事業の実態や子どもたちの状況・課題について双方が集まって検討する研修会を行っており、交通安全、子どもの所在確認、児童の健康状態や課題の共有などで連携を行っているところもある。
- ・しかしながら、それぞれの事業実施で精いっぱい連携事業を実施する余裕がない等の理由で連携を実施できていないところもある。
- ・平成 24 年度から、放課後まなび教室登録児童の自由来館直接利用の取組を行っている。
- ・小学校敷地内または小学校に隣接する敷地に位置する児童館が対象。
- ・本来、児童館の自由来館については一度帰宅してからしか利用できないが、放課後まなび教室に登録している児童については、一定の安全確保ができるという点から、放課後まなび教室が終了後帰宅せずに直接利用が可能。
- ・平成 25 年 11 月末現在、対象となる 34 箇所のうち 30 箇所を実施している。
- ・34 箇所すべての児童館で実施したいと考えている。

<資料 5>「平成 25 年度 『放課後ほっと広場』の実施状況と課題について」

- ・平成 22 年度から昼間留守家庭の児童を対象に学童クラブ機能と放課後まなび教室が一体となって実施しており、平成 24 年度は 8 箇所を実施。
- ・登録児童数が多い場所は、必要に応じて職員数を増やしている。
- ・放課後ほっと広場での学童クラブ機能の取組について、九条弘道小学校では書道教室など、各小学校で独自の取組を行っているところもある。
- ・また、他の放課後ほっと広場との交流事業も行っている。夏季休業期間中の夏祭り（25 年度は 8 月 3 日に東山区で実施、影絵の鑑賞、交流ゲーム等）放課後まなび教室も含め 151 名の児童の参加があった。
- ・また、ほっと広場及び三条学童保育所の児童によるぬり絵コンテストを開催し、入選作品 64 点を各ほっと広場において巡回で展示している。

神部会長           それぞれの担当から説明をいただいたが、委員の皆様から御意見・御質問等があればお願いしたい。

中川委員           放課後まなび教室の実施状況について教えていただきたい。児童の登録率は前年度、前々年度に比べてどうなっているか。

事務局 児童の全体数は減っているが、放課後まなび教室に登録している児童数は増えている。今年度は登録率 19.1%、昨年度は 18.5%、23 年度は 17.9%であり、微増している。

中川委員 登録率 2 割をどう評価しているのか。

事務局 基本的には、放課後まなび教室への参加を希望している児童全員に登録してもらっている。その結果が登録率 2 割という数字である。

神部会長 <資料 4>の放課後まなび教室登録児童の児童館自由来館の直接利用の取組について、対象は 34 箇所となっているが、<連携実施状況>の表では、「児童館が学校敷地内又は近接している校区数」が 71 校区となっている。この差はどう理解したらいいのか。

事務局 児童館自由来館の直接利用は、学校敷地内又は「隣接している」児童館が対象であり、34 箇所。学校敷地内又は「近接している」児童館はそれより範囲が広いため、71 校区であると御理解いただければ。

神部会長 「放課後子どもプラン」の連携に関わって、滋賀県では学校と公民館が離れているために連携が難しいという課題がある。京都市で連携事業を実施している児童館は、どういった連携をしているのか。内容は単発事業が多いのか。日常的な連携の事例などがあれば教えてほしい。

事務局 単発事業が多い。工作教室等、定期的に遊びを実施しているところに放課後まなび教室の児童が参加することもあるが、数としては少ないのが現状。

神部会長 それでも、表を見る限り着実に連携が増えているというのは評価できる。

國重委員 放課後まなび教室で、登録児童の平均利用日数はどれくらいか。

事務局 平均利用日数は出していないが、教室では少なくとも週 3 日は実施している。週 3 日実施している教室が 66.7%、週 4 日実施している教室が 14.9%。ただし、登録児童数が多いところは、学年によって 1 週間の中で参加できる日や時間帯を分けているところもある。

神部会長 <資料 2>について、2,465 名の方にスタッフとして関わっていただいている

ことは素晴らしい。社会教育・生涯学習の視点からも学校市民ボランティアは良い取組であり、地域活性化のための原動力になりうる方々が集まっている。交流・情報交換をすることによってネットワークができ、学校行事や地域づくり・街づくりの原動力となるとともに、ボランティア自身も成長していく取組になる可能性があると考えている。

そのことを踏まえて、スタッフ同士は交流ができているのか、もしくはその場だけの活動で終わっているのか教えていただきたい。

事務局

学校内でのスタッフの交流は、日常の打合せや会議で行っている。放課後まなび教室では大枠の基準以外の細かい運営方法等については教室の創意工夫に任せているので、スタッフ同士の情報交換が不可欠である。

また、学校を超えたスタッフの交流として、研修会を実施している。テーマごとに 7 ブロックほど会場を設けて研修し、その中で各教室の状況等について交流する場合もある。

中川委員

学童クラブ事業について情報提供をしたい。学童クラブ事業は転換期にあり、設備及び運営の基準について検討するため、平成 25 年 5 月に放課後児童クラブの基準に関する国の専門委員会ができた。現在までに 7 回会議があり、12 月 11 日に終了したところ。現在報告書案が取りまとめられている。年明けから年度末には、審議内容が厚生労働省の省令として出される。その後、京都市でも設備及び運営に関する条例を策定予定。

これまで学童クラブの在り方は自治体によって様々だった。全国で約 90 万人が利用しており、学童クラブの数が増える一方で、自治体間の格差が広がっている状況を基準によって改める目的。

例えば、従うべき基準には、

- ・職員の資格について、「児童の遊びを指導する者」で「学童クラブの研修を受けた者」を有資格者として配置すること。
- ・職員は原則複数配置とすること。

参酌すべき基準には、

- ・子どもの数はおおむね 40 名を 1 集団とすることが望ましい。
- ・施設の規模は、1 人あたり 1.65 平米の専用の部屋またはスペースを設けることが望ましい。

といったものがある。

従うべき基準については京都市ではクリアしているが、子どもの集団規模の問題と施設の問題が課題となるだろう。従来のガイドラインでは子供の数は 40～70 名までだったが、厳しくなったため。ただし、厳格適応は難しいだろうというこ

とで、経過措置がある。

今まで基準がなかったところをしっかりと国で基準を決めてもらったことは関係者として歓迎している。

神部会長        今後は課題としてこういったことが出てくる、京都市については、ほぼクリアしている、ということで理解した。貴重な情報を提供していただきありがたい。

林副会長        自校の放課後まなび教室を例にあげると、20代・40代の方々にスタッフとして御協力いただいている。スタッフ会議以外でも集まっていたいており、学校との情報交換の場もあるのでありがたいと思っている。

登録児童数が増加してきており、場所の確保が難しいことが課題。これまで活動場所として図書室を使っていたが、低学年の児童の体にあった机・椅子が用意しにくい。現在は空き教室を確保して実施しているが、来年度は学級数が増えるので、空き教室がない可能性もある。

後期の1年生募集では説明会への保護者の方々の参加率が高く、関心の高さがうかがえた。

立ち上げから数年が経ち、全体としても放課後まなび教室の運営は安定していると思う。学校でもよりよい実施方法を考えていきたい。

濱本委員        葵小学校の放課後まなび教室の立ち上げに、PTA会長として関わった。スタッフの募集で苦労したり、学校との連携が難しかったりした。

放課後まなび教室では、登録児童数を増やすことばかりが重要ではないと思うが、実施内容をよく知らない保護者が多いのではないか。ただ、場所の確保等、苦労がある中で様々な工夫を凝らして運営していただいている。

児童館・学童保育所と放課後まなび教室の連携について、各運営だけで精いっぱいという意見もあり、難しいところもあると思う。しかし、子どもの行事等、連携するチャンスはたくさんある。各実施主体だけでなく、地域全体で考えるべき課題だととらえている。新しいイベントを立ち上げるのは難しいかもしれないが、既存のイベントに両方のスタッフが参加するなどの形で連携ができるのでは。

神部委員        ぜひ事例をつくっていただきたい。

大畑委員        地域づくりと放課後まなび教室はイコールな部分があると考えている。京都市の場合は以前から地域活動が盛んであり、PTA等も放課後まなび教室の立ち上げ・運営に関わっていただいている。

児童館・学童保育所と放課後まなび教室との連携について、敷地内に児童館が

ある場合、放課後まなび教室が終わったあとに児童館に行く子どももいる。学びと遊びで区切りをつけられているようだ。児童館と放課後まなび教室が一緒に夏祭りを行ったり、スポーツ大会をしたりするなど、工夫して連携をいただいている。

また、課題としては、育成学級、普通学級の困りを抱えた子供たちの居場所について。小学校 5, 6 年生になると学童クラブには行けない状況がある。長期休暇中の居場所は、はあとステイ事業等があるが、それ以外の期間をどうするのか、学校側も任せるだけでなく、協力してやっていきたい。

中川委員      これまで、学童クラブの受入はおおむね 10 歳未満だったが、新制度が開始されると小学校 5・6 年生の児童も受入が可能になる。しかし、現在人数が多い学童クラブもあるのでこれ以上どのように受け入れるのかが課題となっている。

国の専門委員会の議論では、低学年の児童、特別な支援を必要とする児童には配慮するなど、優先順位をつけて受け入れるべきという意見もあった。

留守家庭といえども、高学年になるにつれ自立度が高くなってくるので、学童クラブと合わせて、放課後まなび教室、児童館の自由来館など、放課後の過ごし方の選択肢が増えることなども踏まえ、対応が必要。

今後ますます放課後まなび教室と、児童館・学童クラブの連携が重要になると考える。

神部会長      優先順位の付け方は、自治体が決めるのか。

中川委員      おそらく、国から項目が示されるので、それを踏まえて各自治体が決める。

神部会長      時間も迫ってきているが、中村委員、江口委員、何か御意見があれば伺いたい。

中村委員      放課後まなび教室にたくさんの児童が登録していただいているが、地域で子どもを育てる事業として、地域の方々が熱心に学校に関わっていただいているおかげである。児童館・学童クラブと放課後まなび教室の連携については、情報交換が大事である。今後もそれぞれの特色を生かして運営していただきたい。

江口委員      立ち上げの頃は放課後まなび教室と学童クラブとの棲み分けなどの議論があった。現在は落ち着いて運営されている。全体の児童数の減少傾向にも関わらず、学童クラブの登録数は増えている。京都市の放課後対策には様々な選択肢があり、他都市にない強みがある。そのことを踏まえて子どもたちがよりよく過ごせるように連携していきたい。

神部会長

本日は貴重な御意見ありがとうございました。

現場で運営に携わっておられる委員からも地域づくりと一体となった運営の話を聞くことができてよかった。今後も情報交換をしながら、更に事業の可能性を広げていきたい。この会議は来年度も実施予定。よろしくお願いいたします。